

## シンガポール向け観賞用鳥類の輸出停止の解除について

平成21年7月30日

動物衛生課

- 1 シンガポール政府は、本年2月27日から3月29日までに愛知県のうずら農場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、我が国からの観賞用鳥類の輸出を禁止しました。
- 2 今月21日、国際獣疫事務局（OIE）の規定に基づき、我が国が高病原性鳥インフルエンザの清浄国になったことから、同政府あて輸入禁止措置の解除について要請しました。
- 3 今般、シンガポール政府から、我が国から7月28日以降輸出される観賞用鳥類について受け入れる旨の連絡があり、本日、動物検疫所あてに通知しました。

問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伊藤

代表 03-3502-8111(内線4584)

ダイヤルイン03-3502-8292

FAX 03-3502-3385